

【事業所・自治会への有償配布】

防災ラジオ放送受信機の申込みや利用に関するQ & A

1 配布について……………P 1

- (1) 譲渡と貸与、どちらなのかよくわからない。
- (2) 継続利用に、手続きは必要なのか。
- (3) 自治会で配布を受けたラジオを、会員に使用させてもよいか。

2 申込みについて……………P 1

- (1) 申込みは、電子申請サイト、郵便以外でもできるのか。
- (2) 申込みをすれば、必ずラジオの配布を受けられるの。
- (3) 申込み後、いつごろ配布を受けられるのか。

3 ラジオ電波の受信について……………P 2

- (1) ラジオ電波を受信しにくい地域に住んでいるが、防災ラジオなら受信できるのか。
- (2) 別売アンテナの価格を教えて。
- (3) D A R A Z - F M の受信状況はどのように確認すればよいか。
- (4) 電波を良好に受信できない場合はどうするのか。

4 利用について……………P 3

- (1) 防災ラジオを受け取ったら、まず何をすればよいか。
- (2) 防災ラジオは電池式か。
- (3) 電池だけで使用していたら、すぐに電池が切れてしまった。
- (4) A C アダプタを使用した場合の電気代はいくらか。

5 故障・紛失について……………P 4

- (1) ラジオを返還するので返金してもらいたい。
- (2) 故障してしまった。
- (3) 紛失してしまった。
- (4) 自治会員に引き渡していたラジオが故障・紛失した場合はどうすればよいか。

1 配布について

Q(1) 配布という言葉で広報しているが・譲渡と貸与、どちらなのかよくわからない。

事務手続き上は、貸与という位置づけです。そして、貸与の年数は、防災ラジオ放送受信機の耐用年数（ラジオ受信機の資産価値が認められる年数）が10年であることから、10年間と定めています。

ただし、原則として返却を求めないこと、そして、10年経過後は、皆様方でご自由に利用・処分していただけることとしていることから、配布という言葉を用いて、ご案内しています。

Q(2) 継続利用に手続きは必要なのか。

継続利用について手続きは、一切必要ありませんが、途中で諸事情により、ラジオが全く必要でなくなった場合は、市にご連絡ください。返還いただいたラジオは、無償配布事業に活用させていただきます。

Q(3) 自治会で配布を受けたラジオを、会員に引き渡して使用させてよいか。

問題ありません。

2 申込みについて

Q(1) 申込みは、電子申請サイト以外ではできないのか。

原則として電子申請以外の受付はできません。ただし、スマートフォンをお持ちでない方や、自宅にインターネット環境がない方については、個別対応させていただきますので、防災安全課にお問い合わせください。

Q(2) 申込みをすれば、必ずラジオの配布を受けられるか。

申込みいただければ、内容を確認後、ラジオの引換券を発送させていただきます。

ただし、防災ラジオ放送受信機の在庫がない場合は、すぐにお渡しできない場合もございます。

Q(3) 申込み後、いつごろ配布を受けられるか。

お申込みいただいてから、2週間程度で引換券を郵送します。配達を受けた後、市役所（本庁舎3階・防災安全課）で防災ラジオ放送受信機に交換していただきます。

3 ラジオ電波の受信について

(※防災行政無線放送は、DARAZ FM の電波が受信できないと自動起動しません。)

Q(1) ラジオ電波を受信しにくい地域だが、防災ラジオなら受信できるか？

米子市内でDARAZ-FMの電波を全く受信できない場所は少なく、「防災ラジオ放送受信機」は、通常より電波が入りやすい機種を選定していることから、窓側に設置していただくなどの工夫をしていただければ、ほとんどの場合、電波が受信できます。

しかしながら、地形や建物の構造等、お住いの環境（ビル・マンション等の陰になっている場所に位置している等）によっては、電波受信が極端に悪い場合がございます。この場合、皆様のご負担により別売アンテナ等（下記3-Q(2)参照）を取り付けていただく必要があります。

申し込まれる前にお手持ちのラジオ放送受信機（市販）等により、設置を予定されている場所でDARAZ-FMの電波が良好に受信できるかご確認いただけると、安心して申込みいただけます。

なお、市販の安価なラジオで受信ができない場合でも、市が配布する防災ラジオでは、受信できる場合がございます。心配な方は、防災安全課までお問い合わせください。市が確認用に防災ラジオ放送受信機を貸し出します。

Q(2) 別売アンテナの価格を教えて欲しい。

- ① 専用フィダーアンテナ 1,000 円程度 （DARAZ-FM で購入可能）
- ② TV アンテナ分配器 3,000 円程度 （電器店やホームセンター等で購入可能）

※電波の受信状況により、ご使用していただく機器は異なります。

Q(3) DARAZ-FMの受信状況はどのように確認すればよいか。

お手持ちのラジオ放送受信機（市販）でDARAZ-FM（79.8MHz）の周波数に合わせ、良好に放送が聴取できるかご確認ください。

Q(4) 引き渡しを受けたラジオが、電波を良好に受信しない場合は。

引き渡し時にお渡しするチラシ「防災行政無線放送を正しく受信するために」を参考に改善をはかっていただくか、防災ラジオコールセンター（0120-597-620）に電話してください。コールセンターでは、専属のオペレーターが個々の状況を聴取し、機器の取扱い、設置場所の変更、別売アンテナ（上記3-Q(2)参照）の設置等についてアドバイスをを行わせていただきます。（相談状況によっては、DARAZ-FM からアドバイスさせていただきます。）

4 利用について

Q(1) 防災ラジオ放送受信機を受け取ったら、まず何をすれば良いですか。

防災ラジオ放送受信機と一緒に、取扱い説明書が梱包されています。ご覧になりながら、D A R A Z - F M (79.8MHz) が良好に受信できる場所を確認して設置してください。なお、ご使用される前には、乾電池を入れるとともに、付属の A C アダプタを必ずコンセントに接続してご使用いただきますようご注意ください。ご不明な点等がございましたら防災ラジオコールセンター (0120-597-620) へご連絡ください。設置や機器の操作等についてご案内します。

Q(2) 防災ラジオ放送受信機は電池式ですか。

ご使用については、乾電池を入れるとともに、付属の A C アダプタを必ずコンセントに接続して使用してください。電池は、ラジオ本体と一緒に単三乾電池 4 本 (必要本数) を同封いたしますが、その後については、申請者様でご負担くださいますようお願いいたします。液漏れ対策のため、1 年に 1 回の電池交換をお勧めします。

Q(3) 電池だけで使用していたら、すぐに電池が無くなってしまったのですが。

防災ラジオは、通常のラジオと異なり、電源を切っても常に待ち受け状態となるため、60 時間程度で電池が切れてしまいます。電池は、災害時用ですので、通常時は、必ず A C アダプターに接続してご使用ください。

また、長期の停電に備え、予備の乾電池を備蓄しておくようにしましょう。

Q(4) A C アダプタを使用した場合の電気代はどの位ですか。

待機状態での電気代は 1 月当たり約 2 0 円～ 3 0 円程度です。

5 故障・紛失について

Q(1) 電波が入りにくいため、ラジオを返還するので返金してもらいたい。

申し訳ございませんが、一度納入された賃貸料は返金をすることはできません。事前にご使用になりたい場所でD A R A Z - F M (79.8MHz) が良好に受信できるかご確認いただいた後、配布の申込をしていただきますようお願いいたします。

Q(2) 配布を受けた防災ラジオ放送受信機が故障したら、どうなるのか。

※自治会の方は、Q(4)についてもご確認ください。

防災ラジオコールセンター(0120-597-620)に電話してください。(機器の故障と認められた場合は、市の在庫の状況に応じ、新しいラジオを市役所で再配布させていただきます。手続きは、防災安全課で実施しますが、必ずお問い合わせの上、ご来庁願います。)

再配布は、原則として有償(2,000円)となりますが、故障したラジオ受信機が契約不適合責任期間中(市が製造業者から受ける保証期間中であることを指し、この期間は、市が製造業者からラジオ受信機の納品を受けてから1年半とされています。)であった場合は、故障状況により、無償修理・交換させていただく場合がございます。なお、「ACアダプタ」の断線については、皆様のご負担(2,000円程度)により、部品交換させていただきます。

※故意に壊すなど、悪質な行為や明らかな過失が原因である場合には修繕等の全額を負担いただくことがあります。

Q(3) 防災ラジオ放送受信機を紛失してしまったらどうすればよいか。

市にご相談ください。在庫の状況の応じて新しいラジオの再配布・有償(2,000円)について検討させていただきます。再配布を認めた場合においては、紛失したラジオ放送受信機が発見されれば、再配布したラジオ放送受信機を市に返還していただきます。ただし、返金はできませんのでご了承ください。

Q(4) 自治会員に引き渡していた防災ラジオが故障・紛失した場合はどうすればよいか。

前述の「3-Q(3),(4)」に記載のとおりに対応をさせていただきますが、手続きは、原則として、配布先である自治会に行ってください、自治会に対して再配布させていただく予定としています。

【Q & Aに対するお問い合わせ先】

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話(0859)23-5337(直通)
米子市役所 総務部・防災安全課 防災ラジオ担当